

◎マイナンバーカードを使って送信  
(マイナンバーカード方式)

用意するものは、マイナンバーカード、ICカードリーダーライタの2つ

◎IDとパスワードで送信

(ID・パスワード方式)

平成30年1月以降に税務署で発行しているID・パスワード方式に対応したID・パスワードが必要です。  
(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

※印刷して郵送などで税務署へ提出も可能です。

◆平成31年1月からいつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォン、タブレット端末でも所得税の確定申告書が作成できます。

◎スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面を利用できます。

◎ID・パスワード方式で申告完了

・ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば申告完了。  
・e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要。

・申告書の控えはPDF形式でスマホに保存。

◆QRコードを利用したコンビニ納付手続開始

平成31年1月4日(金)以降、自宅などにおいて納付に必要な情報(氏名や税額など)を、いわゆる「QRコード」として作成・出力することにより、コンビニの窓口で納付することが可能となりました。

※詳しい利用方法などについては、国税庁のホームページを確認してください。

◆医療費控除について

○医療費の領収書の提出が不要となり、明細書の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合などが発行する

「医療費のお知らせ」などです。)平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

◆住宅借入金等特別控除を受けられる方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、平成30年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは住宅借入金等特別控除を受けられます。

控除を受けるための要件など、ご不明な点は税務署に確認してください。

◆記帳・帳簿などの保存制度

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度については、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

◆寄附金控除

◎ふるさと納税制度について

確定申告不要な給与所得者等の場

合、平成27年4月1日から、ふるさと納税ワンストップ特別制度を利用した寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になりました。

また、確定申告に代わる申告特例申請書を寄附した自治体へ提出する必要がありません。

何もせずに確定申告が不要になるというわけではありません。同一自治体へ複数回寄附した場合は、その都度申請書の提出が必要となります。状況次第では確定申告の方が簡単な場合もありますので、どちらにするか検討してください。

◎市が条例で指定したNPO法人に

市が条例で個別指定したNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告書第2表の住民税に関する事項への記入が必要となります。

